

三次市教育委員会告示第 1 1 号

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱（平成 3 0 年三次市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

項目区分	補助対象経費	補助率	補助金額
人件費	学習指導に係る講師 謝礼，交通費等	2 分の 1	人件費，消耗品費及び会場費に 対する補助合計額と，総事業費 から保護者からの一部負担等の 収入額を差し引いて算出した額 のいずれか少ない方の額を補助 金額とする。ただし，補助金額 の上限は 1 0 0 万円とする。
消耗品費	学習指導に係るテキ スト，用紙等	2 分の 1	
会場費	学習指導の場である 建物の賃借料，会場 の使用料等	2 分の 1	
事務費	講師及び児童・生徒		月額 5，0 0 0 円とする。

	の保護者との連絡調 整等に係る経費	
--	----------------------	--

第8条中「及び事業参加者一覧（様式第3号）」を「，事業参加者一覧（様式第3号）及び支出明細報告書（様式第4号）」に改める。

第9条中「（様式第4号）」を「（様式第5号）」に改める。

様式第4号を様式第5号とし，様式第3号の次に次の1様式を加える。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この告示は，令和3年4月1日から施行する。